



山形県公報

平成16年1月28日(水)

号 外(4)

目 次

規 則

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
 (人 事 課) ... 1

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行期日を定める規則
 (情報企画課) ... 同

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則..... (同) ... 同

規 則

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
 平成16年1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第1号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成15年12月県条例第53号)附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成16年1月29日とする。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
 平成16年1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第2号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行期日を定める規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成15年12月県条例第54号)の施行期日は、平成16年1月29日とする。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則をここに公布する。
 平成16年1月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第3号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(電子証明書の発行の申請)

第2条 法第3条第2項に規定する申請書は、電子証明書発行(更新)申請書(別記様式第1号)によるものとする。

(電子証明書の失効を求める旨の申請)

第3条 法第9条第2項において準用する法第3条第2項に規定する申請書は、電子証明書失効申請書（別記様式第2号）によるものとする。

（電子証明書の更新の申請）

第4条 法第3条第6項の規定により発行された電子証明書の更新の申請（法第5条に規定する有効期間の満了の日の3月前の日から有効期間の満了の日までに、法第9条第1項に規定する当該電子証明書の失効を求める旨の申請（当該電子証明書が記録された法第3条第4項に規定する電磁的記録媒体を提出する場合に限る。）を行い、引き続き、法第3条第1項の規定により電子証明書の発行の申請を行うことをいう。）は、前条の規定にかかわらず、電子証明書発行（更新）申請書（別記様式第1号）により行うことができる。

（利用者署名符号の漏えい等があった旨の届出）

第5条 法第10条第2項において準用する法第3条2項に規定する届出書は、利用者署名符号漏えい等届出書（別記様式第3号）によるものとする。

（身分証明書）

第6条 法第47条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第4号によるものとする。

附 則

この規則は、平成16年 1月29日から施行する。

別記
様式第1号

電子証明書発行（更新）申請書

年 月 日

山形県知事 殿

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項（第3条第1項及び第9条第1項）の規定により、次のとおり電子証明書の発行（更新）を申請します。

ふりがな					
氏 名					
住 所					
連 絡 先	()				
生 年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日	男 女 の 別	(男・女)	申 請 内 容 1 新規発行 2 更新
代 理 人 の 氏 名					
代 理 人 の 住 所					
代 理 人 の 連 絡 先	()				
代 替 対 象 文 字 の 有 無	(無 ・ 有)	常用して いる文字			

- (注) 1 氏名及び住所のコンピュータ入力に際して、画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）があることを経験上ご存じの場合は、「代替対象文字の有無」欄の有に を付け、そのような場合に常用している文字を「常用している文字」欄に記入してください。
- 2 申請の際は、本人であることを証明する顔写真付きの書類等（旅券、運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が申請する場合は、代理人自身が本人であることを証明する顔写真付きの書類等を提示し、又は提出するとともに、次の書類を提出してください。
- (1) 申請者本人の署名及び押印がある委任状
 - (2) 委任状に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（3か月以内に取得したもの）
 - (3) 市町村長が申請者に対して文書で照会したその回答書
- 4 更新の場合には、既存の電子証明書が格納されたICカードをお持ちいただく必要があります。万一お持ちでない場合には、先に既存の電子証明書の失効申請をしていただいた上で、電子証明書を新規発行する必要がございますので、御了承ください。

事務処理記載欄（以下の欄は、記入しないでください。）

受付発行担当者	受付発行年月日	職権失効の有無と回数	発行手数料額
	年 月 日	1 無 2 有 ()回	円
無通信、破棄 / 職権失効及び発行手数料無料の理由			

様式第2号

電子証明書失効申請書

年 月 日

山形県知事 殿

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり電子証明書の失効を申請します。

ふりがな			
氏名			
住所			
連絡先	()		
生年月日	明・大 昭・平	年 月 日	男女の別 (男・女)
電子証明書のシリアル番号を確認できる資料	(無・有)	シリアル番号	
代理人の氏名			
代理人の住所			
代理人の連絡先	()		

- (注) 1 失効を希望される電子証明書のシリアル番号を確認できる資料(ICカード、電子証明書の写し等)を本日お持ちいただいている場合には「電子証明書のシリアル番号を確認できる資料」欄の有に を付け、「シリアル番号」欄にその番号を記入してください。
- 2 申請の際は、本人であることを証明する顔写真付きの書類等(旅券、運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード等)を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が申請する場合は、代理人自身が本人であることを証明する顔写真付きの書類等を提示し、又は提出するとともに、次の書類を提出してください。
- (1) 申請者本人の署名及び押印がある委任状
 - (2) 委任状に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書(3か月以内に取得したもの)
 - (3) 市町村長が申請者に対して文書で照会したその回答書
- 4 ICカードをお持ちいただいている場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該ICカードから消去いたしますので、あらかじめ御了承ください。

事務処理記載欄(以下の欄は、記入しないでください。)

受 付 発 行 担 当 者	受 付 発 行 年 月 日
	年 月 日

様式第3号

利用者署名符号漏えい等届出書

年 月 日

山形県知事 殿

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな			
氏名			
住所			
連絡先	()		
生年月日	明・大 昭・平	年 月 日	男女の別 (男・女)
電子証明書のシリアル番号を確認できる資料	(無・有)	シリアル番号	
代理人の氏名			
代理人の住所			
代理人の連絡先	()		

- (注) 1 電子証明書のシリアル番号を確認できる資料(ICカード、電子証明書の写し等)を本日お持ちいただいている場合には「電子証明書のシリアル番号を確認できる資料」欄の有に を付け、「シリアル番号」欄にその番号を記入してください。
- 2 届出の際は、本人であることを証明する顔写真付きの書類等(旅券、運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード等)を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が届け出る場合は、代理人自身が本人であることを証明する顔写真付きの書類等を提示し、又は提出するとともに、次の書類を提出してください。
- (1) 申請者本人の署名及び押印がある委任状
 - (2) 委任状に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書(3か月以内に取得したもの)
 - (3) 市町村長が利用者に対して文書で照会したその回答書
- 4 ICカードをお持ちいただいている場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該ICカードから消去いたしますので、あらかじめ御了承ください。

事務処理記載欄(以下の欄は、記入しないでください。)

受付発行担当者	受付発行年月日
	年 月 日

様式第 4 号

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号 所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第47条第2項の規定により指定認証機関の立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山形県知事 印</p>		

縦 6センチメートル

横 9センチメートル

(裏)

- 1 この身分証明書は、指定認証機関の立入検査の際に必ず携帯しなければならない。
- 2 この身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この身分証明書を紛失し、若しくは汚損したとき又はこの身分証明書の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を届け出て再交付を受けなければならない。
- 4 この身分証明書は、指定認証機関の立入検査に従事しなくなったときは、速やかに返納しなければならない。